

## 資料1

財政健全化計画の策定が義務付けられた地方公共団体名及び各団体の計画の概要

平成20年度決算に基づき、財政健全化計画の策定が義務付けられた地方公共団体及び各地方公共団体の財政健全化計画の概要は、次のとおりです。

○財政健全化計画の策定が義務付けられた地方公共団体一覧

都道府県名	市区町村名
北海道	歌志内市
	江差町
	由仁町
	浜頓別町
	中頓別町
	利尻町
	洞爺湖町
青森県	大鰐町
山形県	新庄市
福島県	双葉町
群馬県	嬬恋村
長野県	王滝村
大阪府	泉佐野市
兵庫県	香美町
奈良県	御所市
	上牧町
鳥取県	日野町
高知県	安芸市
沖縄県	座間味村
	伊平屋村
	伊是名村

# 北海道 歌志内市 財政健全化計画の概要

## 1 早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因

実質公債費比率: 26.8% (早期健全化基準は25%)

- 要因: 炭鉱閉山により実施した公営住宅建替事業、地域振興対策事業及び福祉施設等整備事業等のために発行した地方債の償還額の増嵩、下水道事業や病院事業等に係る公営企業繰出金の増嵩など

## 2 計画期間

平成21年度のみ1年間

## 3 財政の早期健全化の基本方針

- 住宅使用料の徴収強化
- 公的資金の補償金免除繰上償還の実施と借換債の発行抑制
- 普通建設事業に伴う地方債発行の抑制

## 4 一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策

- 平成21年度発行予定の普通建設事業地方債の発行取り止め
- 住宅使用料の徴収強化
- 公的資金の補償金免除繰上償還の実施及び借換債の発行抑制 など
- 繰上償還の実施

## 5 各年度ごとの4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画(取組ごとの効果額)

(単位: 百万円)

項 目	21年度決算
平成21年度発行予定の普通建設事業地方債の発行取り止め	8.3
住宅使用料の徴収強化	1.0
公的資金の補償金免除繰上償還の実施と借換債の発行抑制	18.4
繰上償還の実施	4.8
計	32.5

## 6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位: %)

区分	20年度決算	21年度決算
実質公債費比率	26.8	23.8
将来負担比率	238.3	196.0

## 7 その他財政の早期健全化に必要な事項

- 将来負担比率の抑制
- 基金の確保 (平成23年度末基金残高を標準財政規模の20%以上とする)
- 職員数の削減 (平成23年度末職員数を25%以上削減(全会計、平成18年度比))

# 北海道 江差町 財政健全化計画の概要

## 1 早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因

実質公債費比率:28.6%(早期健全化基準は25%)

○要因: 文化会館、役場庁舎など大型公共施設整備のために発行した地方債及び水道事業、下水道事業などの社会資本整備のために発行した地方債の償還額の増嵩など

## 2 計画期間

平成21年度から平成22年度まで2年間

## 3 財政の早期健全化の基本方針

- 当面、毎年度1億円程度の繰上償還の実施による公債費の圧縮
- 更なる行財政改革の実施

## 4 一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策

- 減債基金等の取崩し、繰上償還による公債費負担の軽減
- 内部管理経費、補助費等の縮減
- 投資的経費の抑制 など

## 5 各年度ごとの4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画(取組ごとの効果額)

(単位:百万円)

項 目	21年度決算	22年度決算
減債基金等の取崩し、公債費負担の軽減	100	79
内部管理経費、補助費等の縮減	4	51
投資的経費の抑制		14
その他(公営企業経営健全化、町税確保など)	1	22
計	105	166

## 6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位:%)

区分	20年度決算	21年度決算	22年度決算
実質公債費比率	28.6	27.7	24.5
将来負担比率	266.9	224.8	207.5

## 7 その他財政の早期健全化に必要な事項

- 幼稚園と保育所の一元化に向けた検討
- 文化会館のあり方の検討

# 北海道 由仁町 財政健全化計画の概要

## 1 早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因

実質公債費比率: 26.4% (早期健全化基準は25%)

- 要因: 生活基盤や産業基盤などの社会資本整備のために発行した地方債の累増及び上水道事業、農業集落排水事業等に係る他会計繰出金の増嵩など

## 2 計画期間

平成21年度から平成24年度まで4年間

## 3 財政の早期健全化の基本方針

- 「由仁町財政計画」を柱とした新たな行財政改革の推進
- 新規発行地方債等の抑制
- 地方債の繰上償還の実施

## 4 一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策

- 町税の税率見直し、徴収率の向上などによる歳入の確保
- 人件費の縮減
- 事務事業の見直し
- 各種公共施設に係る運営等の見直し など

## 5 各年度ごとの4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画(取組ごとの効果額)

(単位: 百万円)

項目	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	計
税率見直し等歳入確保	81.5	52.5	52.5	52.5	239.0
人件費の縮減	163.8	162.4	167.5	186.0	679.7
事務事業の見直し	27.8	28.9	28.8	32.3	117.8
各種公共施設の見直し	73.2	77.3	107.3	107.3	365.1
計	346.3	321.1	356.1	378.1	1,401.6

## 6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位: %)

区分	20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算
実質公債費比率	26.4	27.6	26.5	25.3	24.3
将来負担比率	283.3	259.3	246.8	239.3	214.0

## 7 その他財政の早期健全化に必要な事項

- 公共施設の大規模改修計画の策定
- 町立病院事業会計に対する適正な繰出

# 北海道 浜頓別町 財政健全化計画の概要

## 1 早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因

実質公債費比率:28.2%(早期健全化基準は25%)

○要因: 小中学校や公営住宅、役場庁舎などの老朽施設の更新、水道や下水道などの社会資本整備のために発行した地方債償還額の増嵩など

## 2 計画期間

平成21年度のみ1年間

## 3 財政の早期健全化の基本方針

- 公債費負担適正化計画の着実な実施
- 事務事業の見直しや経常経費の抑制
- 財政調整基金等の確保

## 4 一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策

- 町債新規発行額を当該年度の元金償還額の範囲内とすることによる町債残高の抑制
- 公的資金の補償金免除繰上償還の実施及び借換による公債費負担の縮減

## 5 各年度ごとの4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画(取組ごとの効果額)

- 町債残高の抑制 (単位:百万円)

平成21年度町債発行額	589.3
平成21年度元金償還額	931.8

- 公的資金補償金免除繰上償還及び借換 (単位:百万円)

区 分	21年度繰上償還額	(21年度借換債発行額)
一般会計分	100.6	( 100.4 )
簡易水道事業特別会計分	10.6	( 10.5 )
下水道事業特別会計分	154.3	( 154.1 )
計	265.5	( 265.0 )

## 6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位:%)

区分	20年度決算	21年度決算
実質公債費比率	28.2	24.7
将来負担比率	173.1	154.0

## 7 その他財政の早期健全化に必要な事項

# 北海道 中頓別町 財政健全化計画の概要

## 1 早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因

実質公債費比率: 28.3% (早期健全化基準は25%)

○ 要因: 福祉施設、公営住宅、町道等の整備や一般廃棄物処理施設、下水道施設及び病院施設等の整備のために発行した地方債の償還残高の増嵩など

## 2 計画期間

平成21年度から平成22年度まで2年間

## 3 財政の早期健全化の基本方針

- 「中長期行財政運営計画」等に基づいた財政運営の適正な管理
- 人件費等の歳出削減
- 普通建設事業費等の抑制による公債費の負担軽減

## 4 一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策

- 一般職の給与削減の継続及び職員数の削減
- 公債費負担適正化計画に基づく普通建設事業の抑制
- 経常経費の抑制

## 5 各年度ごとの4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画(取組ごとの効果額)

(単位: 百万円)

項 目	21年度決算	22年度決算
給与の独自削減	18	9
普通建設事業の抑制	0	0
経常経費の抑制	1	1
計	19	10

## 6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位: %)

区分	20年度決算	21年度決算	22年度決算
実質公債費比率	28.3	25.6	23.9
将来負担比率	105.3	71.1	63.3

## 7 その他財政の早期健全化に必要な事項

- 補助金等の見直し
- 町税等の歳入確保
- 公営企業、特別会計の経営健全化

# 北海道 利尻町 財政健全化計画の概要

## 1 早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因

実質公債費比率:26.2%(早期健全化基準は25%)

- 要因: 水産基盤整備や生活環境整備のほかスポーツ文化施設など大型インフラ整備の実施のために発行した地方債償還額の増嵩、公営企業会計及び一部事務組合への繰出金の増嵩など

## 2 計画期間

平成21年度のみ1年間

## 3 財政の早期健全化の基本方針

- 公共事業の計画的執行と歳入歳出の見直しによる公債費負担一般財源の抑制
- 歳入の確保による標準財政規模の増額と実質公債費比率の引下げ

## 4 一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策

- 公共事業の抑制等による公債費負担の適正化
- 公債費充当特定財源の確保

## 5 各年度ごとの4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画(取組ごとの効果額)

(単位:百万円, %)

項 目	21年度決算	対前年度比
歳入の確保(公債費充当特定財源の確保)	—	—
住宅使用料の適正管理等	21	8.8%増
沓形港の活性化による港湾使用料等の増収対策	5	5.7%増
歳出の抑制	—	—
公共事業抑制による地方債発行額の縮減	991	9.6%減
公営事業会計等に対する準公債費負担額の縮減	97	4.6%減

## 6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位: %)

区分	20年度決算	21年度決算
実質公債費比率	26.2	22.9
将来負担比率	153.0	124.9

## 7 その他財政の早期健全化に必要な事項

- 町税の滞納繰越分の収納対策等歳入確保の検討
- 一部事務組合(病院)の経営健全化の推進

# 北海道 洞爺湖町 財政健全化計画の概要

## 1 早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因

実質公債費比率：29.8%（早期健全化基準は25%）

○要因：平成12年有珠山噴火災害により実施した災害・復旧事業や農業研修センター等の施設整備のために発行した地方債償還額の増嵩など

## 2 計画期間

平成21年度から平成24年度まで4年間

## 3 財政の早期健全化の基本方針

- 人件費の削減、公共施設の効率的運用
- 町税の税率や使用料等の改定など歳入・歳出全般にわたる見直し
- 建設事業の縮減による地方債発行の抑制

## 4 一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策

- 給与の独自削減の拡大、職員数の抑制及び議員定数等の見直し
- 普通建設事業の抑制及び遊休財産等の処分
- 内部管理経費等の縮減、補助金等整理合理化及び公共施設の統廃合等
- 町税等の歳入確保と負担の適正化、公営企業会計等の経営の健全化

## 5 各年度ごとの4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画（取組ごとの効果額）

（単位：百万円）

項目	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算	計
給与独自削減の拡大		91	85	82	258
普通建設事業の抑制		10	10	10	30
遊休財産等の処分		13	21	20	54
内部管理経費の縮減		2	2	2	6
補助金等整理合理化		3	3	3	9
町税等の歳入確保等	2	6	7	48	63
公共施設の統廃合等				15	15
公営企業経営健全化		15	21	21	57
計	2	140	149	201	492

## 6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

（単位：%）

区分	20年度決算	21年度決算	22年度決算	23年度決算	24年度決算
実質公債費比率	29.8	28.5	27.3	25.2	23.9
将来負担比率	240.3	212.1	221.7	212.5	204.1

## 7 その他財政の早期健全化に必要な事項

- 議員報酬の削減の検討
- 保育所の統合の検討及び町立洞爺高校のあり方についての検討

# 青森県 大鰐町 財政健全化計画の概要

## 1 早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因

将来負担比率: 392.6% (早期健全化基準は350%)  
 ○ 要因: 第三セクターの債務に対する損失補償額等

## 2 計画期間

平成21年度から平成24年度まで4年間

## 3 財政の早期健全化の基本方針

- 「行政サービスの維持」と「早期の財政健全化」の両立
- 「将来負担比率」以外の指標の改善や赤字公営企業の経営健全化も併せて達成

## 4 一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策

- 退職者不補充(26人)及び職員給与の削減(5~10%)
- 施設管理等の見直しによる経費削減
- 固定資産税の税率変更(平成21年度1.4%→平成23年度1.6%)

## 5 各年度ごとの4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画(取組ごとの効果額)

(単位: 百万円)

項目	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	21年度 以降
町税の歳入確保	0	0	48	45	93
家庭ごみ収集の有料化	11	11	11	11	44
人件費の抑制	81	87	69	78	315
公債費負担の軽減	1	3	4	2	10
施設管理の見直し	12	50	50	50	162
未利用財産の売却	8	5	0	0	13

## 6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位: %)

区分	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算
将来負担比率	392.6	371.6	359.0	367.4	343.0

## 7 その他財政の早期健全化に必要な事項

- 平成23年度以降の職員給与等の削減については、平成21及び22年度決算見込等を勘案し方針を決定する。
- 第三セクターの債務の償還方法等の見直しに向け関係金融機関と協議を行っており、平成22年度中に見直しを図る予定である。

# 山形県 新庄市 財政健全化計画の概要

<b>1</b>	<b>早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因</b>						
	<p>実質公債費比率：25.9%（早期健全化基準は25%）</p> <p>○ 要因：公共事業への投資（平成3～12年度までの10年間に財政規模を大きく上回る428億円の建設事業を行い、243億円の市債を発行）等</p>						
<b>2</b>	<b>計画期間</b>						
	平成21年度のみ1年間						
<b>3</b>	<b>財政の早期健全化の基本方針</b>						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな起債発行の抑制及び人件費の抑制</li> <li>○ 繰上償還及び借換えによる公債費軽減対策の実施</li> </ul>						
<b>4</b>	<b>一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未達とするための方策</b>						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨時財政対策債を除いた起債を3億円以下に抑制（起債残高についても毎年度10億円程度減少）</li> <li>○ 利率5%以上の起債について、全会計で繰上償還及び借換えを実施</li> </ul>						
<b>5</b>	<b>各年度ごとの4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画（取組ごとの効果額）</b>						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 起債の抑制により一般会計の起債残高は平成21年度で152億円まで減少（平成11年度：228億円）</li> <li>○ 公債費増高の最大の要因である新幹線延伸関連事業の起債については、平成21年度に償還完了となるものが多く、公債費は平成20年度の5.5億円から2.5億円まで減少 ⇒ これらの結果、平成21年度の実質公債費比率は1.1%改善する見込み</li> <li>○ 全会計を対象に実施する繰上償還及び借換えによる公債費の軽減額は、一般会計で71百万円、公共下水道事業特別会計で176百万円、水道事業会計で120百万円となる見込み ⇒ この結果、平成22年度の実質公債費比率は0.4%改善する見込み</li> </ul>						
<b>6</b>	<b>各年度ごとの健全化判断比率の見通し</b>						
	（単位：％）						
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 35%;">20年度決算</th> <th style="width: 35%;">21年度決算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">実質公債費比率</td> <td style="text-align: center;">25.9</td> <td style="text-align: center;">24.4</td> </tr> </tbody> </table>	区分	20年度決算	21年度決算	実質公債費比率	25.9	24.4
区分	20年度決算	21年度決算					
実質公債費比率	25.9	24.4					
<b>7</b>	<b>その他財政の早期健全化に必要な事項</b>						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定員管理計画を上回る職員数の削減を実施（計画△30人⇒実績△47人）</li> <li>○ 指定管理者制度による施設の民営化を推進（22施設を民間委託）</li> </ul>						

# 福島県 双葉町 財政健全化計画の概要

## 1 早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因

実質公債費比率：29.4%（早期健全化基準は25%）

- 要因：大規模建設事業や下水道整備事業のため発行した地方債の元利償還額が多額であるため

## 2 計画期間

平成21年度から平成22年度まで2年間

## 3 財政の早期健全化の基本方針

- 長期的視点から財政の健全化、行政機構の見直しを進める。
- 適正規模の行財政運営（大規模建設事業の見直し、地方債の発行の抑制等）に努める。
- 計画的に地方債の繰上償還を行い、後年度の財政負担の軽減に努める。
- 課税客体の適正な把握と徴収対策の強化を進める。
- 経常的経費の抑制（人件費、物件費等）に努める。
- 公会計の整備を推進し行政改革に役立てる。

## 4 一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未滿とするための方策

- 大規模建設事業の見直しによる地方債の発行額の抑制
- 地方債の繰上償還の実施
- 住宅団地（ふたばパークヒルズ）の販売促進
- 債務負担行為の設定にあたっての慎重な対応
- 下水道の加入率・徴収率向上や維持管理コストの縮減による繰入金金の縮減

## 5 各年度ごとの4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画（取組ごとの効果額）

- 地方債発行額の抑制（一般会計及び公共下水道事業特別会計）  
地方債発行額 平成20年度：437百万円、平成21年度：294百万円、平成22年度：222百万円
- 地方債の繰上償還の実施（一般会計及び公共下水道事業特別会計）  
繰上償還実施額 平成20年度：400百万円、平成21年度：259百万円、平成22年度：80百万円
- 投資的経費の抑制、経常的経費の抑制

## 6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

（単位：％）

区分	20年度決算	21年度決算	22年度決算
実質公債費比率	29.4	26.5	24.4

## 7 その他財政の早期健全化に必要な事項

- 臨時財政対策債の発行額抑制

# 群馬県嬭恋村 財政健全化計画の概要

## 1 早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因

実質公債費比率：26.7%（早期健全化基準は25%）

### ○要因

- ・国営農地開発事業負担金に伴う借入金償還負担の増大
- ・村営スキー場の事業の経営不振に伴う財政負担の増加
- ・平成14年度以前に発行された地方債の償還の集中及び村税等一般財源の減少

## 2 計画期間

平成21年度から平成22年度まで2年間

## 3 財政の早期健全化の基本方針

- 平成18年9月以来、村独自の計画により進めてきた財政健全化の取組（債務の繰上償還、投資的経費の抑制等）の着実な実施
- 将来的に税収増に結びつく新たな政策立案と実行ができる財政基盤の確立

## 4 一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策

- 国営農地開発事業負担金をはじめとする債務の繰上償還を引き続き実施
- 新規発行地方債の抑制及び将来的に財政負担の少ない地方債や借入方法の選択

## 5 各年度ごとの4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画（取組ごとの効果額）

（単位：百万円）

項目	21年度 決算	22年度 決算	計
村税の確保	15	25	40
受益者負担の適正化	13	14	27
未利用財産の売却等	21	12	33
新たな財源の捻出	4	3	7
人件費の削減	64	59	123
物件費・維持補修費の削減	7	7	14

（単位：百万円）

項目	21年度 決算	22年度 決算	計
扶助費の抑制	2	2	4
補助費の削減	2	3	5
公債費の削減	14	2	16
特別会計繰出金の削減	0	7	7
民間委託の推進	8	8	16
投資的経費の抑制	20	68	88

## 6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

（単位：%）

区分	20年度決算	21年度決算	22年度決算
実質公債費比率	26.7	25.0	22.9

## 7 その他財政の早期健全化に必要な事項

- 行政評価システムを早期健全化に活用
- 別荘地や観光地の魅力向上による村税収入の増加に努力

# 長野県 王滝村 財政健全化計画の概要

## 1 早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因

実質公債費比率:32.1% (早期健全化基準は25%)

○要因: 観光施設事業会計への地方債償還の財源に充当した繰出金

## 2 計画期間

平成21年度から平成22年度(決算年度では平成21年度限り)

## 3 財政の早期健全化の基本方針

○ 歳出削減を柱とした財政再建

○ 公営企業債の一部繰上償還

## 4 一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未滿とするための方策

○ 公営企業債の一部繰上償還

## 5 各年度ごとの4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画(取組ごとの効果額)

(単位:千円)

項目	20年度 決算	21年度 決算
公営企業債 繰上償還額	408,876	200,000

## 6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位:%)

区分	20年度 決算	21年度 決算
実質公債費比率	32.1	23.4

## 7 その他財政の早期健全化に必要な事項

○ 今後、地方債を財源とする事業の実施については、事業の必要性等を精査し、後年度において公債費負担が過大とならないよう充分留意した事業計画に基づき実施する。

# 大阪府 泉佐野市 財政健全化計画の概要

## 1 早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因

(比率)連結実質赤字比率 26.42% (早期健全化基準は17.44%)  
将来負担比率 393.5% (早期健全化基準は350%)

(要因)

<連結実質赤字比率の悪化要因>

宅地造成事業会計において、景気低迷による事業計画の頓挫などにより、金利負担の累積と地価下落による売却差損が生じたため。

<将来負担比率の悪化要因>

都市基盤整備や空港関連地域整備をはじめ、総合文化センター、健康増進センター、市立泉佐野病院など多くの施設整備のために活用した地方債の累増などによるため。

## 2 計画期間

平成21年度から平成39年度まで19年間

## 3 財政の早期健全化の基本方針

○早期健全化の総括的な方向

市が行っている事務事業について、行政が行うべき事業内容かどうかを検討した上で、人員抑制をはじめ簡素で効率的な行政運営を築いていく。

○健全化判断比率の改善

連結実質赤字比率及び将来負担比率の改善だけにとどまらず、中長期的に全ての指標の健全化を図る。また、今後の大きな公債費負担による一般会計の収支悪化に備え、早期に収入確保・経費削減の取組を進める。

○財政健全化に向け、取組内容を充実させるもの

・一般会計では、給料・手当等の適正化、定員適正化による人件費抑制、指定管理者制度・民営化・委託化の推進など集中改革プランに掲げた方向性に従って見直しを行う。

また、投資的事業の見直しにより地方債の発行の抑制を図る。

・水道事業会計その他特別会計では、一般会計と同様の人件費抑制策のほか、委託化を推進するとともに独立採算を基本に使用料等の必要な受益者負担の見直しを適切に行う。

・病院事業会計では、病床利用率向上・各種診療報酬加算による収益確保やDPCに適應した医薬材料・薬品等の見直し、業務委託契約の見直し等による経費削減を図る。

○財政健全化に向け、新たに取組みを行うもの

・宅地造成事業会計では、第三セクター等改革推進債を活用して会計を廃止する。

・一般会計では、歳出面として、経費削減効果が低い又は受託事業者が極めて少ないなどの理由により委託化が進んでいない分野については、非常勤嘱託員等による対応を行うことにより総人件費を抑制する。また、公共施設全体のあり方を再点検し、施設の整理統合の検討を行う。

歳入面では、財産処分の推進、出資財団の方向性を再検討するとともに基本財産の回収を図る。

・病院事業会計では、病院事業の独立行政法人化の推進、限りある医療資源の有効活用・効率的経営につながる泉州南部地域の病院間の再編・ネットワーク化を推進する。

4 一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策

- 第三セクター等改革推進債の活用による宅地造成事業会計の廃止
- 処分可能な遊休財産の処分
- 職員数の削減や職員給与削減の検討による人件費の抑制
- 公共施設の統廃合、指定管理者制度、業務委託化の推進
- 事業の厳選、先送りなどによる投資的経費の抑制
- 下水道事業会計への繰出金の削減 など

5 各年度ごとの4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画(取組ごとの効果額)

次頁のとおり

6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

次頁のとおり

7 その他財政の早期健全化に必要な事項

○計画項目の具体化

計画において遊休財産の処分、人件費の抑制、公共施設の統廃合、指定管理者制度、業務委託化の推進など、取組内容や実施時期が未定となっているものについては、計画の着実な実施のため、早期に取組内容、実施時期等の具体化を進め計画に反映する。

○行財政改革の徹底

行政評価(事業評価、施策評価)を踏まえた行財政改革を進め、予算編成においても真に必要な経費を厳しく精査する。

5 各年度ごとの4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画

別添1

(単位:百万円)

項目	年度/効果額																			
	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (第2年度)	平成23年度 (第3年度)	平成24年度 (第4年度)	平成25年度 (第5年度)	平成26年度 (第6年度)	平成27年度 (第7年度)	平成28年度 (第8年度)	平成29年度 (第9年度)	平成30年度 (第10年度)	平成31年度 (第11年度)	平成32年度 (第12年度)	平成33年度 (第13年度)	平成34年度 (第14年度)	平成35年度 (第15年度)	平成36年度 (第16年度)	平成37年度 (第17年度)	平成38年度 (第18年度)	平成39年度 (第19年度)	平成21年度以降の 合計
(1)第三セクター等改革推進債の活用	6,575																			6,575
(2)遊休財産の処分		40	110	160	710	1,010	1,010	1,000	1,000	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	5,140
(3)出資法人の基本財産の回収		390																		390
(4)使用料等の徴収事務の見直し		19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	342
(5)使用料手数料等の見直し		4	8	12	16	20	25	30	35	40	45	50	56	62	68	74	80	86	93	804
(6)ふるさと応援寄附金制度の取組拡充		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	90
(7)人件費の抑制		103	521	1,041	1,106	800	1,003	1,103	1,224	1,242	1,124	1,141	1,169	1,206	1,283	1,343	1,409	1,503	1,578	19,899
(8)公共施設の統廃合等の推進					100	100	100	200	200	200	200	100	100	100	100	100	100	100	100	1,900
(9)指定管理者制度、業務委託化の推進			41	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	1,353
(10)投資的経費の見直し					500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	7,500
(11)下水道事業会計への繰出金の削減	141	162	111	107	103	97	93	85	52	48	63	59	53	46	86	43	114	205	310	1,978
(12)その他事務事業の見直し		50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	900
(13)地方債償還方法の見直し		517	925	1,114	1,075	1,036	932	648	443	423	402	-383	-1,160	-1,429	-1,389	-1,351	-1,212	-575	-303	-287
(14)繰上償還等による公債費負担の軽減			-210	-157	-147	-137	-127	-98	-69	-61	152	334	365	393	388	268	153	74		1,121
(15)国・府の支援		1,215	899	872	544	504	454	403	366	230	193	156	120	83	46	9	-27	-65	-101	5,901
計	6,716	2,505	2,479	3,305	4,163	4,086	4,146	4,027	3,907	2,788	2,845	2,123	1,369	1,127	1,248	1,152	1,283	1,994	2,343	53,606

6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

別添2

(単位:%)

区分	年度																			
	計画初年度 の前年度	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (第2年度)	平成23年度 (第3年度)	平成24年度 (第4年度)	平成25年度 (第5年度)	平成26年度 (第6年度)	平成27年度 (第7年度)	平成28年度 (第8年度)	平成29年度 (第9年度)	平成30年度 (第10年度)	平成31年度 (第11年度)	平成32年度 (第12年度)	平成33年度 (第13年度)	平成34年度 (第14年度)	平成35年度 (第15年度)	平成36年度 (第16年度)	平成37年度 (第17年度)	平成38年度 (第18年度)	平成39年度 (第19年度)
実質赤字比率	-	-	5.82	10.76	14.79	15.58	16.53	16.41	15.61	14.62	16.55	18.56	19.41	19.59	19.76	19.72	19.72	18.69	10.79	-
連結実質赤字比率	26.42	-	2.06	7.05	11.10	12.07	13.16	13.04	12.08	11.13	13.41	15.45	16.34	16.54	16.74	16.48	15.86	14.04	5.09	-
実質公債費比率	18.4	19.9	22.0	24.2	27.1	28.6	28.9	28.5	28.2	27.7	26.6	25.0	23.6	23.2	23.2	22.7	22.0	20.3	17.0	11.6
将来負担比率	393.5	367.0	372.1	343.4	329.5	309.2	289.2	269.4	245.6	221.8	205.0	186.0	166.4	147.5	127.6	106.8	86.4	63.5	37.7	22.6

# 兵庫県 香美町 財政健全化計画の概要

## 1 早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因

実質公債費比率:26.6% (早期健全化基準は25%)

○要因

- ・平成13年頃までに集中実施した社会資本整備による公債費の増嵩
- ・2つの公立病院の改築事業や簡易水道、下水道整備事業に係る公営企業会計、一部事務組合への繰出金・負担金等が多額であること

## 2 計画期間

平成21年度のみ1年度

## 3 財政の早期健全化の基本方針

- 発行済み地方債の繰上償還、低利の地方債への借換え
- 建設事業の一般会計における新たな地方債を最小限度(年平均12億円程度)に抑制
- 水道料金引き上げや病院の経営改善により、公営企業会計への繰出金を抑制

## 4 実質公債費比率を早期健全化基準未満とするための方策

- 公的資金補償金免除繰上償還及び銀行等縁故資金、県貸付金の繰上償還の実施
- 上下水道の使用料改定
- 下水道減債基金の取り崩し
- 上水道事業留保資金の簡易水道会計への貸付け

## 5 各年度ごとの4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画(取組ごとの効果額)

(単位:百万円)

項目	19年度決算	20年度決算	21年度決算
歳入確保	0	18	32
歳出抑制	183	33	393

## 6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位:%)

区分	20年度決算	21年度決算
実質公債費比率	26.6	24.8
将来負担比率	241.5	216.6

## 7 その他財政の早期健全化に必要な事項

- 遊休化している町有地の売却
- 経常経費の削減 等

# 奈良県 御所市

## 財政健全化計画の概要

### 1 早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因

実質赤字比率:16.31%(早期健全化基準は13.74%)

○要因 ・大規模事業所等がなく弱い税収基盤、平成13年度以降の地方交付税の減少

・大規模な社会資本整備の実施、施設の運営費に要する経費が類似団体よりも割高

実質公債費比率:25.8%(早期健全化基準は25.0%)

○要因 ・社会資本整備等のための借入に対する償還金及び下水道会計への繰出しが多額

### 2 計画期間

平成21年度から平成25年度まで5年間

### 3 財政の早期健全化の基本方針

○ 個別外部監査での指摘事項を踏まえた累積赤字の解消

○ 財政健全化団体脱却後も持続可能な財政基盤の構築

### 4 一般会計等における歳出入の均衡及び実質公債費比率を早期健全化基準未満とするための方策

○ 自主財源の確保(市税及び公営住宅使用料の徴収強化、市有財産の売却等)

○ 人件費の抑制(特別職の手当・報酬の削減、職員数・職員給の削減)

○ 公債費等の抑制(建設事業の抑制、県からの健全化貸付金(無利子貸付)の活用)

○ 施設管理運営等の見直し(保育所及び幼稚園の統廃合、施設管理体制の見直し等)

○ 補助費等の削減(団体運営補助金等の廃止・凍結)

等

### 5 各年度ごとの4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画(取組ごとの効果額)

(単位:百万円)

項 目		21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算	合計
歳入	自主財源の確保	96	163	131	128	115	633
歳出	人件費の抑制	430	389	281	280	247	1,627
	公債費等の抑制		297	287	187	73	844
	施設管理運営等の見直し	9	40	78	116	116	359
	補助費等の削減	36	20	20	20	20	116

### 6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位:%)

区分	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算
実質赤字比率	16.31	13.89	7.61	3.76	—	—
実質公債費比率	25.8	26.5	24.4	22.2	19.9	19.6

### 7 その他財政の早期健全化に必要な事項

○ 技能労務職員に適用する給料表の見直し、学校の統廃合、ごみ処理業務の広域化、下水道使用料の見直し

# 奈良県 上牧町

## 財政健全化計画の概要

### 1 早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因

実質公債費比率:26.4%(早期健全化基準は25%)

○要因: 教育施設、文化センター、公営住宅等整備のための借入に対する償還金が多額

### 2 計画期間

平成21年度から平成22年度まで2年間

### 3 財政の早期健全化の基本方針

- 実質公債費比率の改善に第一に取り組む、財政健全化を図る。
- 住民生活に大きな影響を与えることなく、地域の活力を維持するための取り組みや将来的なまちづくりに資する事業を効果的、効率的に実施する。

### 4 一般会計等における歳出入の均衡及び実質公債費比率を早期健全化基準未満とするための方策

- 自主財源の確保(町税の徴収強化、受益と負担の適正化、遊休資産の有効活用等)
- 人件費の抑制(職員採用の抑制、特別職及び一般職の給与・手当カットの継続、議員報酬カットの継続等)
- 事務事業、組織運営体制の見直し(内部管理経費の削減、各種補助金の効果的執行等)
- 公共施設の管理運営の見直し(施設の休止・縮小、民間活力の導入等)
- 公債費負担の平準化(繰上償還の実施、県からの健全化貸付金(無利子貸付)の活用)

### 5 計画期間中の4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画(取組ごとの効果額)

- 自主財源の確保 457百万円
- 人件費の抑制 607百万円
- 事務事業、組織運営体制の見直し 284百万円
- 公共施設の管理運営の見直し 506百万円

### 6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位:%)

区分	20年度決算	21年度決算	22年度決算
実質赤字比率	1.50	0.69	—
実質公債費比率	26.4	26.8	24.8

### 7 その他財政の早期健全化に必要な事項

- PDCAサイクル(計画、実施、その差異分析及び分析結果のフィードバック)の実施
- 住民監視のもと財源の効果的効率的な活用を図るための更なる情報開示の推進
- 第三セクター等改革推進債の活用による土地開発公社の解散(平成25年度予定)

# 鳥取県 日野町 財政健全化計画の概要

## 1 早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因

実質公債費比率: 30.2% (早期健全化基準は25%)

### ○要因

- ・平成初頭の庁舎建替及び道路等公共投資を行ったこと。
- ・平成12年の鳥取県西部地震からの復興に地方債を多数発行し、その返済時期が平成17年から平成30年ごろに集中してしまったこと。

## 2 計画期間

平成21年度から平成25年度まで5年間

## 3 財政の早期健全化の基本方針

- 適正規模の行財政運営を行う。(身の丈にあった行政サービス)
- 町債の計画的な発行により、中長期的な視点を持って行財政運営を行う。
- 経常経費の抑制。(物件費、人件費等)
- 財政規律を厳守し、重点的な予算配分に努める。
- 貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書及び純資産変動計算書の4表の整備を推進し行政改革に役立てる。

## 4 一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策

- 負担金など義務的なもの、住民の生命財産に係るもの等緊急なものだけ地方債発行。
- 下水道料の引上げによる準元利償還金繰出金を抑制しており、引続き抑制に努める。
- 人件費、補助費、物件費等の抑制を継続して実施。
- 西部広域行政管理組合等の負担金の軽減を図るなど引き続き事業の精査を求める。

## 5 各年度ごとの4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画

(単位: 百万円)

項目	17年度 決算	18年度 決算	19年度 決算	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度 決算
歳入	3,362	3,025	2,891	3,072	3,350	2,937	2,836	2,646	2,587
歳出	3,243	3,051	2,749	2,948	3,350	2,834	2,814	2,629	2,549
差引	119	-26	142	124	0	103	22	17	38

## 6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位: %)

区分	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算
実質公債費比率	30.2	27.2	26.1	25.0	24.7

## 7 その他財政の早期健全化に必要な事項

- 本計画の臨時財政対策債は、公的資金に準じた20年で償還すると仮定しており、実際の地方債発行の際も、公的資金か地方公共団体金融機構の資金の活用が必要。

# 高知県 安芸市 財政健全化計画の概要

## 1 早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因

実質公債費比率:27.6%(早期健全化基準は25%)

○要因: 国の景気対策に連動して、生活関連基盤整備等を実施したことにより、公債費が増大したため。

## 2 計画期間

平成21年度から平成22年度まで2年間

## 3 財政の早期健全化の基本方針

- 平成21年2月に策定した「第3次アクションプラン」に基づいて行財政改革に継続して取り組む。
- 新規発行債の抑制基調を堅持する。
- 任意の繰上償還の実施や、将来の大型事業などに備えた基金の計画的な積立を行う。

## 4 一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策

- 市債発行額の抑制による公債費負担の減少
- 繰上償還及び低利率への借換

## 5 各年度ごとの4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画(取組ごとの効果額)

- 市税等の確保(市税の現年度徴収率98%以上、住宅使用料の現年収納率95%以上)
- 職員数の削減(平成20年度→平成22年度 △8名、効果額 51,830千円)
- 給料カットの継続(平成21年度 効果額 29,530千円、平成22年度 効果額 29,430千円)

## 6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位:%)

区分	20年度決算	21年度決算	22年度決算
実質公債費比率	27.6	24.6	21.2

## 7 その他財政の早期健全化に必要な事項

- 財政調整基金等を計画的に積み立てる。
- 緊急的課題や将来の発展につながる行政施策を「選択と集中」の視点に立って計画的に進める。
- 行財政改革(第3次アクションプラン)を着実に実施する。

# 沖縄県 座間味村 財政健全化計画の概要

## 1 早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因

実質公債費比率:27.4%(早期健全化基準は25%)

- 要因: 3つの離島ごとの社会基盤整備や溶融炉整備等の大型公共工事のため多額の地方債を発行したことによる公債費増

## 2 計画期間

平成21年度から平成24年度まで4年間

## 3 財政の早期健全化の基本方針

- 公的資金補償金免除繰上償還(簡易水道事業)と縁故資金の繰上償還の実施
- 既策定の各種計画の確実な実施
- 一般会計からの繰入に頼らない独立採算の原則に基づいた公営企業経営に努める。
- 個別外部監査の指摘事項について職員全体での「共通認識」と「情報共有」を図る。

## 4 一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策

- 地方債の繰上償還の実施
- 地方税等の滞納整理、法定外目的税(環境目的税)の導入等の歳入確保
- 補助金等の整理合理化、幼稚園統廃合、公営企業への基準外繰出解消等の歳出削減
- 特別会計における取組(基準外繰出金の限度額設定、滞納徴収業務の効率化等)

## 5 各年度ごとの4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画(取組ごとの効果額)

(単位:百万円)

項目	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	合計
歳入確保策	3	3	12	12	30
補助金等整理・合理化	1				1
基準外繰出の解消	6	6	6	6	24
その他の歳出削減策	7	3	1	1	12

## 6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位:%)

区分	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算
実質公債費比率	27.4	26.8	25.8	25.0	24.9

## 7 その他財政の早期健全化に必要な事項

- 地方債の発行の抑制
- 財政マネジメントへの取組(中長期財政計画の整備及び運用、予算編成プロセスの改革)

# 沖縄県 伊平屋村 財政健全化計画の概要

<b>1 早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因</b>																				
実質公債費比率:28.9%(早期健全化基準は25%)  ○要因:一般廃棄物処理施設整備事業等のため多額の地方債を発行したことによる公債費増																				
<b>2 計画期間</b>																				
平成21年度から平成22年度まで2年間																				
<b>3 財政の早期健全化の基本方針</b>																				
○ 中・長期的な視点に立った歳入確保及び全般的な事務事業見直しによる歳出削減 ○ 各種事業の縮減による地方債発行の抑制及び公債費負担適正化計画に沿った実質公債費比率の改善																				
<b>4 一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策</b>																				
○ 差押等の実施を含む集中的な滞納整理等の実施 ○ 公有財産(村有地)の売却等 ○ 法定外目的税(環境協力税)の継続 ○ 職員数削減(2名削減) ○ 一般職の手当、特別職の給与及び手当、議員の報酬及び手当削減の継続 ○ 料金改定の実施により水道事業及び農業集落排水事業への基準外繰出の削減 ○ 地方債の繰上償還による公債費利子相当額の軽減																				
<b>5 各年度ごとの4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画(取組ごとの効果額)</b>																				
(単位:百万円)																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">項目</th> <th style="width: 15%;">21年度 決算</th> <th style="width: 15%;">22年度 決算</th> <th style="width: 30%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公有財産の売却等</td> <td></td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">13</td> </tr> <tr> <td>その他の歳入確保策</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>職員数の削減</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td></td> <td style="text-align: center;">13</td> </tr> <tr> <td>その他の歳出削減策</td> <td></td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> </tbody> </table>	項目	21年度 決算	22年度 決算	合計	公有財産の売却等		13	13	その他の歳入確保策	5	5	10	職員数の削減	13		13	その他の歳出削減策		10	10
項目	21年度 決算	22年度 決算	合計																	
公有財産の売却等		13	13																	
その他の歳入確保策	5	5	10																	
職員数の削減	13		13																	
その他の歳出削減策		10	10																	
<b>6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し</b>																				
(単位:%)																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 20%;">20年度決算</th> <th style="width: 20%;">21年度決算</th> <th style="width: 45%;">22年度決算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実質公債費比率</td> <td style="text-align: center;">28.9</td> <td style="text-align: center;">26.5</td> <td style="text-align: center;">23.4</td> </tr> </tbody> </table>	区分	20年度決算	21年度決算	22年度決算	実質公債費比率	28.9	26.5	23.4												
区分	20年度決算	21年度決算	22年度決算																	
実質公債費比率	28.9	26.5	23.4																	
<b>7 その他財政の早期健全化に必要な事項</b>																				
○ 基金の積み立て																				

# 沖繩県 伊是名村 財政健全化計画の概要

## 1 早期健全化基準以上となった健全化判断比率とその要因

実質公債費比率: 28.0% (早期健全化基準は25%)

○ 要因

- ・ 「特定地域における若者定住促進緊急プロジェクト事業」のため多額の地方債を発行したことによる公債費増
- ・ 簡易水道施設等建設のため多額の地方債を発行したことによる一般会計からの繰出金の負担

## 2 計画期間

平成21年度から平成23年度まで3年間

## 3 財政の早期健全化の基本方針

- 中・長期的な視点に立った歳入確保及び全般的な事務事業見直しによる歳出削減
- 単独事業の縮減による地方債発行の抑制及び公債費負担適正化計画に沿った実質公債費比率の改善

## 4 一般会計等における歳出入の均衡及び連結実質赤字比率等を早期健全化基準未満とするための方策

- 村税等の差押等の実施を含む集中的な滞納整理等の実施
- 公有財産(村有地)の売却等
- 法定外目的税(環境協力税)の継続、ふるさと納税制度の推進
- 職員数削減(2名削減)
- 一般職の手当、特別職の報酬及び手当、議員の手当削減の継続
- 補助金等の整理合理化
- 船舶運航事業特別会計への基準外繰出の削減
- 地方債の繰上償還による公債費利子相当額の軽減

## 5 各年度ごとの4の方策に係る歳入及び歳出に関する計画(取組ごとの効果額)

(単位: 百万円)

項目	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	合計
公有財産の売却等		2.5	2.5	5
その他の歳入確保策	0.7	0.7	0.7	2
公営企業に対する基準外繰出の削減			18	18
その他の歳出削減策	3	11	7	21

## 6 各年度ごとの健全化判断比率の見通し

(単位: %)

区分	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算
実質公債費比率	28.0	28.2	25.8	24.0

## 7 その他財政の早期健全化に必要な事項

- 基金の計画的な積み立て
- 船舶運航事業、簡易水道事業、農業集落排水事業特別会計の資金不足の改善